

2018年10月30日

# パナソニックアドバンステクノロジー 当時社長らのパワハラ労災事件控訴審に対する声明

(平成29年(行コ)第126号 労災不支給処分取消請求控訴事件)

パナソニックアドバンステクノロジー パワハラ労災事件原告  
同弁護士団  
パナソニックアドバンステクノロジー 裁判闘争を勝利させる会  
電機・情報ユニオン 大阪支部

2018年10月12日、大阪高裁第2民事部（田中敦裁判長、吉川慎一裁判官、齋藤聡裁判官）は、パナソニックアドバンステクノロジー株式会社の当時社長らのパワハラにより精神障害を発病したことは、労災ではないと不当判決を言い渡しました。

この判決は、労働者から、パワハラ被害、パワハラによる労災被害を立証する手段を奪う不当判決であり、断じて受け入れることはできません。

判決では、パワハラ録音に対して「挑発することで社長が激高するなどを予期し、その後の交渉を自己にとって有利に進めるという用意周到な計画のもと録音機を持参し面談に臨んだもの」と考える余地も十分にある」と判断し、労災を認めませんでした。この判断の中で客観的事実は「録音機を持参し面談に臨んだ」ことだけで、その他はすべて裁判官の根拠のない想像です。

そして何よりも「複数の上司が同席して見守る中、社長が1時間にもわたって、人格を否定する罵倒を行い、それを誰も止めないハラスメントが続けられた」という客観的事実が無視されていることは、労災の認定基準からも逸脱しており、これを見逃した不当判決を受け入れることはできません。

パワハラや労災は、労働者に立証責任を負わせていますが、パワハラを立証するための録音が許されなければ、労働者がパワハラやパワハラによる労災を立証することは、極めて困難になります。

しかも、判決では、原告がパワハラ被害を受けた当月中に精神障害を発病したことを認定しており、用意周到な計画どおり挑発して暴言を引き出し録音できたのであれば、発病するはずがありません。判決が国や巨大企業グループに忖度した矛盾に満ちたものであることは明白です。

そして、判決では、国や会社が提出した6件もの証拠により、明白なパワハラ発端となる事実を大阪地裁に引き続いて見落としした上で、原告が不安を感じて録音し、低姿勢で弁明を行ったことを挑発だと判断しており、まったく公正な判決とは言えません。

最高裁に上告し、闘う決意です。引き続きご支援よろしくお願いいたします。

以上